

国住生第 602 号  
平成 26 年 2 月 25 日

各都道府県住宅・建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の  
一部改正の施行について（技術的助言）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第1条及び第5条の規定に基づく長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「認定基準」という。）の一部を改正する件（平成26年国土交通省告示第153号）が平成26年2月25日に公布され、同日施行されることとなった。

これらについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知するので、留意の上、適切な運用をお願いする。

また、貴職におかれては、管内の所管行政庁に対してもこの旨を周知されるようお願いする。

記

1. 登録住宅性能評価機関等を活用した技術的審査について

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年第81号）に基づく登録住宅性能評価機関等を活用した技術的審査を平成26年2月24日までに受けて、平成26年2月25日以降に法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）がなされる場合については、改正後の認定基準に適合しているか留意されたい。

2. 経過措置について

平成26年2月24日までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の法第8条第1項及び第2項の規定による変更の認定の申請（以下「変更申請」という。）については、改正前の認定基準又は改正後の認定基準のいずれも適用することができるものと

する。また、平成26年2月24日までに認定申請を行った長期優良住宅建築等計画の認定及び変更申請についても、改正前の認定基準又は改正後の認定基準のいずれも適用することができるものとする。

### 3. 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正について

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の一部を改正する告示（平成26年消費者庁・国土交通省告示第1号）及び評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第151号）が、平成26年2月25日に公布され、一部は同日から施行されることとなっているので、留意されたい。

なお、これに関し登録住宅性能評価機関等あてに、別添（平成26年2月25日国住生第600号）のとおり通知しているので、参考とされたい。

### 4. 省エネルギー対策について

3. の評価方法基準の改正に伴い、新たに規定された5-1断熱等性能等級については、先行的に公布日から適用することが可能となっている。従って、平成26年2月25日から平成27年3月31日までの間は、改正前の省エネルギー対策等級又は改正後の断熱等性能等級のいずれも適用することができることに留意されたい。これに伴い、当該期間は、認定基準第3の6（2）に規定する評価方法基準第5の5の5-1（3）の等級4としては、省エネルギー対策等級の等級4又は断熱等性能等級の等級4のいずれも該当するので適切な運用をお願いする。

以上